

平成 2 8 年 1 2 月

第 5 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

人 吉 市

平成 2 8 年 1 2 月 第 5 回 人吉市議会（定例会）提出案件

議 案 番 号	件 名
議第 9 1 号	平成 2 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 5 号）
議第 9 2 号	平成 2 8 年度 人吉市一般会計補正予算（第 6 号）
議第 9 3 号	平成 2 8 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 9 4 号	平成 2 8 年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 9 5 号	平成 2 8 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議第 9 6 号	平成 2 8 年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議第 9 7 号	平成 2 8 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 9 8 号	平成 2 8 年度 人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 9 9 号	平成 2 8 年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 0 0 号	平成 2 8 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 0 1 号	平成 2 8 年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議第 1 0 2 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 3 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 4 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 5 号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 6 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 7 号	人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

議第 1 0 8 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 9 号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 0 号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 1 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 2 号	人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 3 号	人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
議第 1 1 4 号	損害の賠償について
議第 1 1 5 号	損害の賠償について
議第 1 1 6 号	損害の賠償について
議第 1 1 7 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議第 1 0 2 号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 3 号	人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 4 号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 5 号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 6 号	人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 7 号	人吉市交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
議第 1 0 8 号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 0 9 号	人吉市税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 0 号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 1 号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 2 号	人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
議第 1 1 3 号	人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 1 0 2 号

人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 2 8 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に伴い、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 0 3 号

人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 人吉市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項ただし書中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 5」に、「1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に伴い、議員の期末手当に関し国家公務員に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 0 4 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 人吉市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年人吉市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 7 第 2 項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1 号中「1 0 0 分の 8 0」を「1 0 0 分の 9 0」に、「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 1 0」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3 7. 5」を「1 0 0 分の 4 2. 5」に、「1 0 0 分の 4 7. 5」を「1 0 0 分の 5 2. 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900

41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	

	84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
	85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
	86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
	87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
	88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
	89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
	90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
	91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
	92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
	93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
	94		294,000	341,800				
	95		294,400	342,300				
	96		294,800	342,700				
	97		295,000	342,800				
	98		295,300	343,300				
	99		295,700	343,700				
	100		296,100	344,000				
	101		296,300	344,300				
	102		296,600	344,700				
	103		297,000	345,100				
	104		297,300	345,500				
	105		297,500	346,000				
	106		297,800	346,400				
	107		298,200	346,800				
	108		298,500	347,200				
	109		298,700	347,700				
	110		299,100	348,100				
	111		299,500	348,400				
	112		299,800	348,700				
	113		299,900	349,200				
	114		300,200					
	115		300,500					
	116		300,900					
	117		301,100					
	118		301,300					
	119		301,600					
	120		301,900					
	121		302,300					
	122		302,500					
	123		302,800					
	124		303,100					
	125		303,400					
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

第2条 人吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の7第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（平成28年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成28年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の人吉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、市長の定めるところによる。

（給与の内払）

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

職員の給料及び勤勉手当に関し、人事院勧告に準じた改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 0 5 号

人吉市部設置条例の一部を改正する条例

人吉市部設置条例（平成 4 年人吉市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 企画政策部

第 3 条第 1 号中ウからオまでを削り、カをウとし、キをエとし、クをオとし、ケを削り、コをカとし、サからスまでをキからケまでとし、同号セ中「スまで」を「ケまで」に改め、同号セを同号コとし、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 企画政策部

ア 市政の総合的な企画、調整及び広域行政に関すること。

イ 姉妹都市交流その他地域間交流に関すること。

ウ 統計に関すること。

エ 広報広聴及び地域の情報発信に関すること。

オ 秘書及び渉外に関すること。

カ 市長の特命に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による部の設置のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

行政機構の改革により、新たに企画政策部を設置することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 106 号

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和 26 年人吉市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項」を「以下この項、次条第 2 項並びに第 5 条第 1 項第 4 号」に改める。

第 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「41, 700 円」を「54, 150 円」に改め、同項第 2 号中「33, 350 円」を「43, 350 円」に改め、同項第 3 号中「25, 000 円」を「32, 500 円」に改め、同項第 4 号中「20, 850 円」を「27, 100 円」に改め、同項第 5 号中「16, 700 円」を「21, 700 円」に改め、同条第 4 項第 1 号を削り、同項第 2 号中「前号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「第 1 号」を「第 1 項」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号を同項第 4 号とする。

第 8 条の 2 第 9 項第 3 号中「を除く。」の次に「第 11 項第 2 号において同じ。」を加え、同条第 11 項第 1 号中「応募者」を「応募」に改め、同項第 2 号中「（第 9 項第 3 号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第 16 項第 3 号中「前項」を「第 13 項若しくは前項」に改め、同項第 4 号中「及び第 9 項第 3 号に規定する」を削る。

第 10 条第 2 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 10 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定

により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び」を加え、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 退職職員（退職した人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（昭和26年人吉市条例第20号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第5項及び第6項の勤続期間を計算する場合における人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員として引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、0））」とする。
- 3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて、求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の人吉市職員の退職手当の支給に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定に

よる退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。)について適用し、退職職員であって、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であって、施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって、施行日前に職業に就いたものに対する人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者(施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。)に対する人吉市職員の退職手当の支給に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の一部改正に伴う国家公務員に係る退職手当制度の改正に準じて、条例の一部を改正するものである。

議第 1 0 7 号

人吉市交通災害共済条例を廃止する条例

人吉市交通災害共済条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 1 2 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市が行う交通災害共済制度の周知及び普及事業における所期の目的は果たされたので、条例を廃止するものである。

議 第 1 0 8 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年人吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項及び2の項を次のように改める。

1 削除	
2 削除	

別表第2の1の項及び2の項を次のように改める。

1 削除		
2 削除		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市におけるはり・きゅう・マッサージの助成に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項に基づく個人番号の利用を行わないこととしたため、条例の一部を改正するものである。

議第 109 号

人吉市税条例の一部を改正する条例

人吉市税条例（昭和 29 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 8 中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

附則第 20 条の 2 第 1 項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 1 号中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第 4 号中「附則第 20 条の 2 第 1 項」を「附則第 20 条の 3 第 1 項」に改め、同条第 3 項中「第 33 条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「並びに附則第 7 条第 1 項、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に改め、「、第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項」とあるのは「附則第 20 条の 2 第 4 項」と」を削り、同項第 3 号中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第 4 号中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「附則第 20 条の 2 第 3 項」を「附則第 20 条の 3 第 3 項前段」に改め、同条を附則第 20 条の 3 とし、附則第 20 条の次に次の 1 条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項

及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する

及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する

定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）が施行され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和 3 1 年人吉市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項を附則第 1 3 項とし、附則第 1 0 項を附則第 1 2 項とし、附則第 9 項の次に次の 2 項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 0 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 1 2 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 1 6 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 4 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 2 4 条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 2 4 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 1 2 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 1 6 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 2 4 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相

互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第４項（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第２４条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第２４条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２９年１月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例附則第１０項及び第１１項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等若しくは同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等又は同法第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等若しくは同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

（提案理由）

所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）が施行され、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 1 1 1 号

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 予防接種等嘱託医の項の次に次のように加える。

物忘れ相談支援医	日 2 3 , 5 0 0 円
認知症初期集中支援チームサポート医	日 2 3 , 5 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）別表第 1 に、既に設置している物忘れ相談支援医及び今回新たに委嘱する認知症初期集中支援チームサポート医の報酬額を規定するため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 1 2 号

人吉市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

人吉市老人福祉センター条例（昭和 4 5 年人吉市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第 1（第 9 条関係）

一般利用（次表に係る利用を除く。）

区分	利用料金（1 人 1 日につき）	
	浴室のみを利用する場合	左欄以外の場合（浴室と他の施設を併せて利用する場合を含む。）
市内に住所を有する者	1 5 0 円	2 0 0 円（ただし、1 0 人以上の団体にあっては、1 6 0 円）
市外に住所を有する者	3 0 0 円	4 0 0 円

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 9 条関係）

個人利用に係る回数券

区分	利用料金		
	回数券（1 1 枚 つづり）	回数券（2 3 枚 つづり）	回数券（3 7 枚 つづり）
市内に住所を有する者（浴室のみを利用する場合に限る。）	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	4, 5 0 0 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市老人福祉センター条例別表第 1 及び

別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、この条例の施行の日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

人吉市老人福祉センターの利用料金に、団体割引及び個人利用に係る回数券の区分を追加するため、条例の一部を改正するものである。

議第 1 1 3 号

人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 2 項及び第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、人吉市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 農業委員の定数は、1 0 人とする。

第 3 条 推進委員の定数は、1 5 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 2 7 年法律第 6 3 号）附則第 2 9 条第 2 項の規定により平成 2 8 年 4 月 1 日において現に在任する農業委員の任期満了の日（選挙による農業委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

(人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

- 2 人吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和 2 9 年人吉市条例第 1 4 号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 この条例による農業委員の任命及び推進委員の委嘱のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(人吉市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正)

- 4 人吉市議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例（平成 3 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「第 2 9 条第 1 項」を「第 3 5 条第 1 項」に、「耕作者」を「農業者」に改める。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 6 年人吉市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業委員会の部を次のように改める。

農業委員会	会長	基本給 月 27,800円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	会長職務代理者	基本給 月 26,100円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	委員	基本給 月 25,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
	農地利用最適化推進委員	基本給 月 25,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）が施行され、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が改正されたことに伴い、同法第8条第2項及び第18条第2項の規定により、人吉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、既存の条例を廃止し、新たに条例を制定するものである。

議第 1 1 4 号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 8 年 9 月 2 6 日午前 9 時 5 0 分頃、市公用車が、市道下林南願成寺線を宝来町方面から走行し、中青井町の交差点を右折するため右折レーンに進入しようとしたところ、前方に停車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

6 9 , 1 8 5 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 1 1 5 号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 8 年 9 月 1 8 日午前 8 時 4 0 分頃、出張先の阿久根市役所の駐車場内において、市公用車を後退させたところ、駐車していた相手方車両に接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

3 8 , 9 2 6 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 1 1 6 号

損害の賠償について

市は、市道下田代地内第 9 号線における車両損傷事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 8 年 8 月 1 7 日午前 8 時頃、相手方車両が、市道下田代地内第 9 号線を走行中、道路舗装の割れ目の突出部分に接触し、相手方車両に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

1, 6 0 0 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第 1 1 7 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

永 田 ミ キ

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。